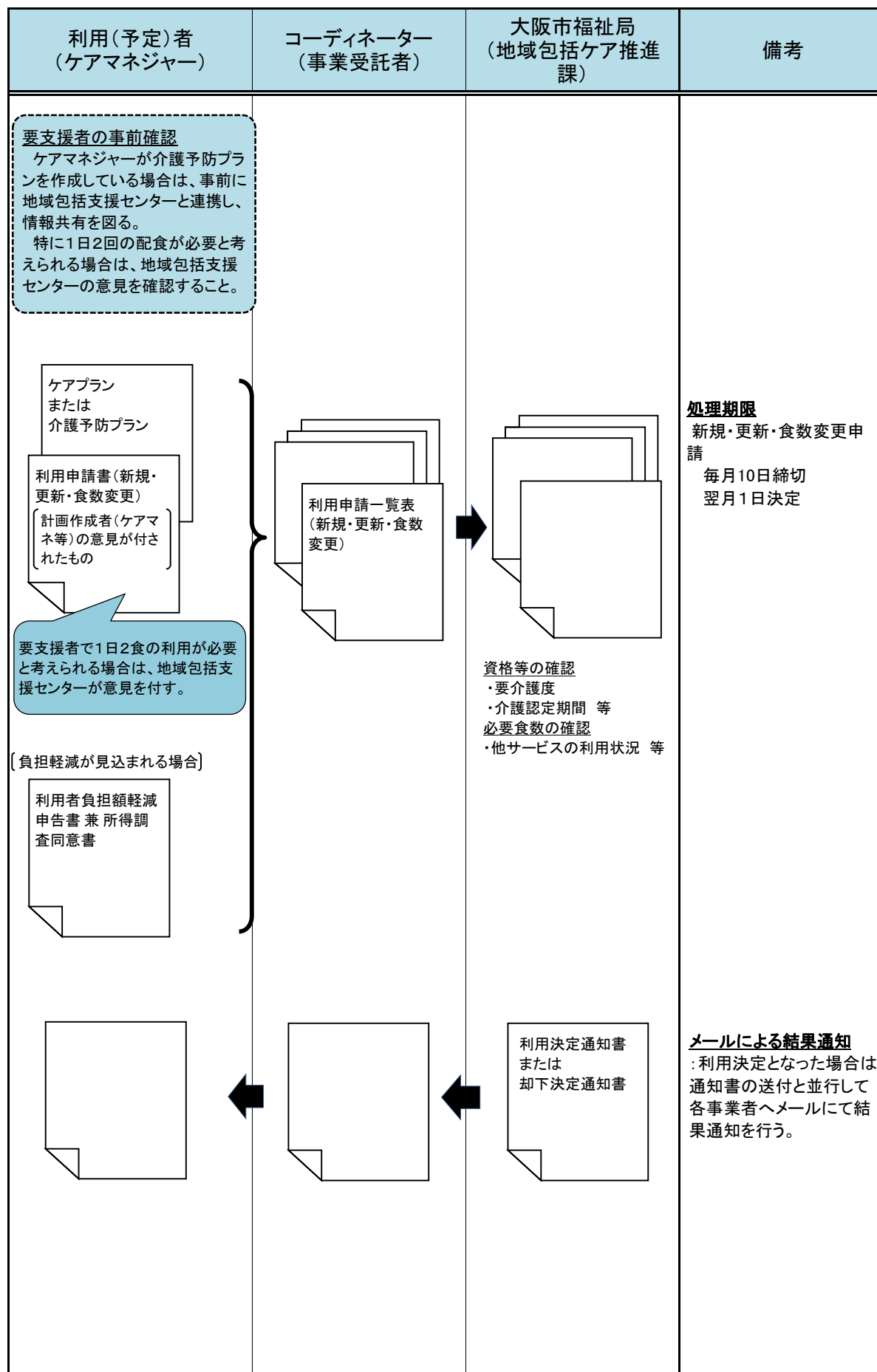
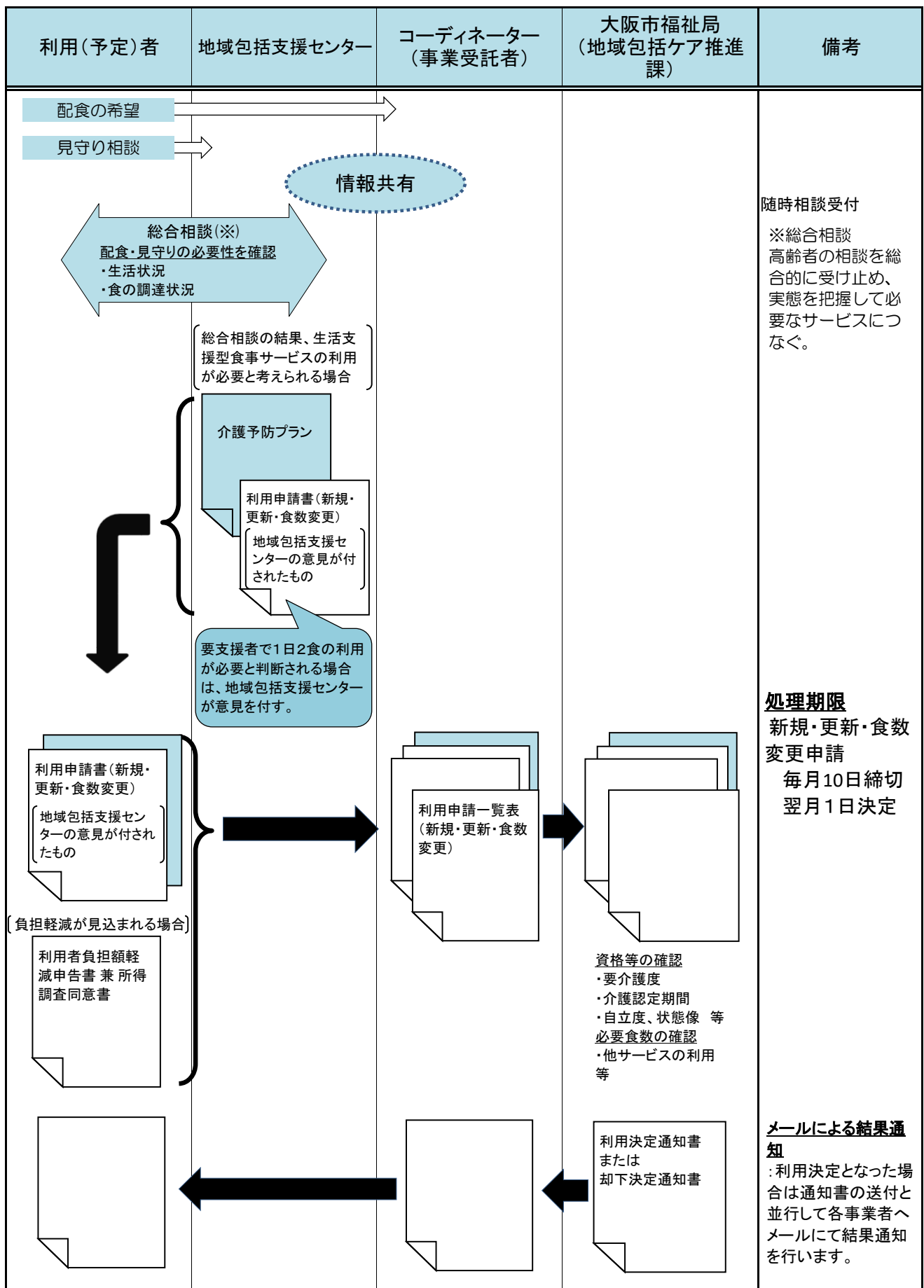


申請から利用決定まで【高齢】

ケアプラン または 介護予防プランがある場合



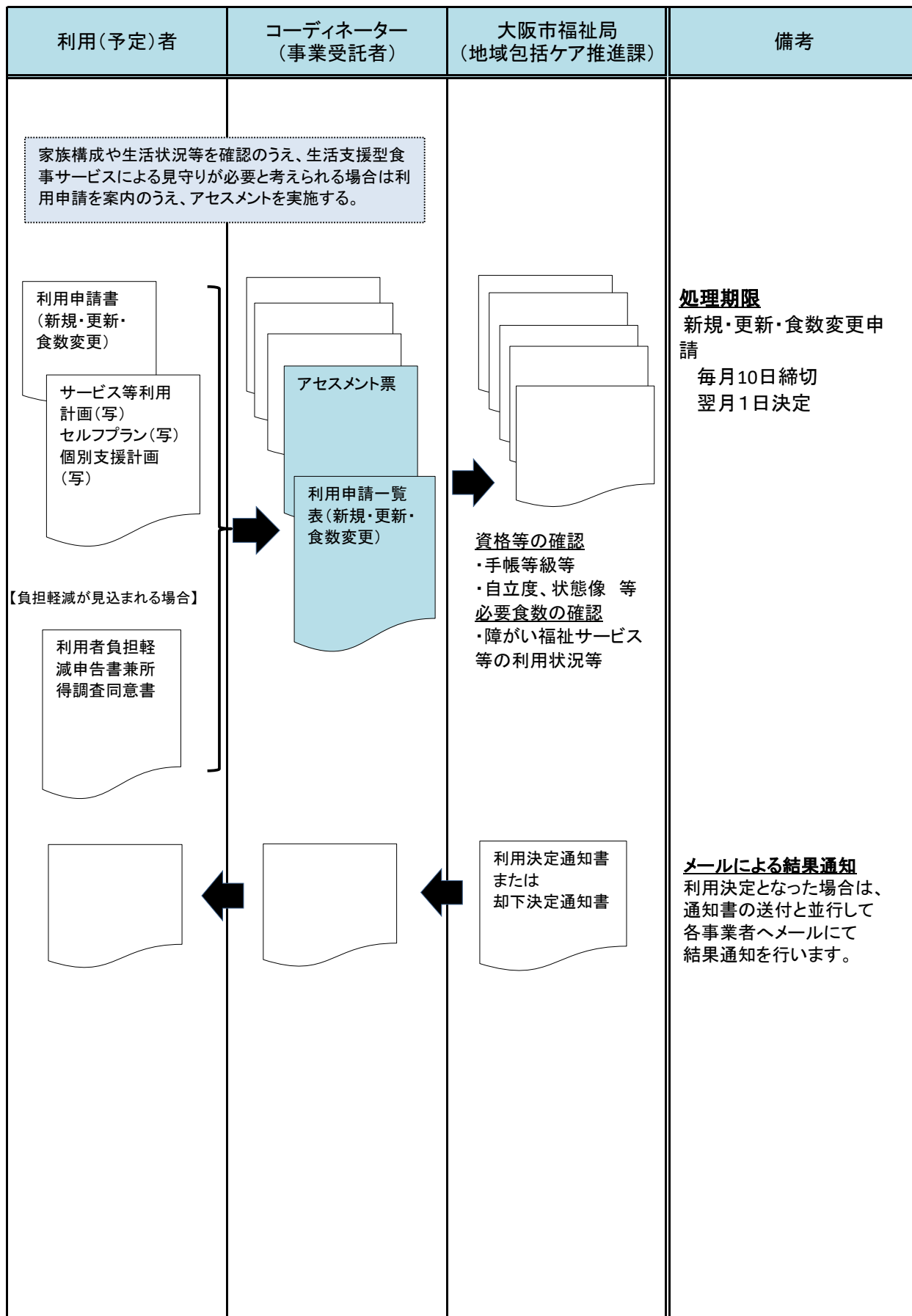
**ケアプラン または 介護予防プランが未作成または自己作成の場合
【65歳以上】**



**ケアプラン または 介護予防プランが未作成または自己作成の場合
【40～64歳】**

利用(予定)者	コーディネーター (事業受託者)	大阪市福祉局 (地域包括ケア推進課)	備考
配食相談 家族構成や生活状況等を確認のうえ、 生活支援型食事サービスによる見守り が必要と考えられる場合は利用申請を 案内のうえ、アセスメントを実施する。 利用申請書(新規・更新・食数変更) [負担軽減が見込まれる場合] 利用者負担額軽減申告書 兼 所得 調査同意書 アセスメント票 利用申請一覧表 (新規・更新・食数 変更) 資格等の確認 ・要介護度 ・介護認定期間 ・自立度、状態像 等 必要食数の確認 ・他サービスの利用 利用決定通知書 または 却下決定通知書			処理期限 新規・更新・食数 変更申請 毎月10日締切 翌月1日決定 メールによる結果通知 : 利用決定となった場 合は通知書の送付と並 行して各事業者へメー ルにて結果通知を行いま す。

【障がい福祉サービスを利用している場合（サービス等利用計画またはセルフプラン等あり）】



【障がい福祉サービスを利用していない場合】

